

と改稱する也。と見ゆ、混見摘寫には、法華法印肥前唐津に住居の時、太平記すきに於て、素讀をして所の百姓などに講釋して聞かす處、風呂敷包をかづきたる七十歳許の老人、毎度來りて聽聞し泪を流す。或時法印尋ねければ、老人曰く、法印様には理盡鈔・賢愚抄をば御所持候哉といふ。其の名は承り及びたれど、終に見すと云ひければ、老翁溝に風呂敷包より右の二抄を取り出し、此の書は名和肥前守より傳へ來る。我等が秘書にて、身を離さず持つといへども、是を參らせ候とて授けり。老人の名を問ひけるに、名和昌三といふ者なりとて歸り、再び來らずと也。其後陽廣公此由を被聞召、今の權現堂の地に住居し給ひ、毎度御前にて講釋被仰付也。此相傳を受けたるは、前田出雲・大橋善可本多大師・小原惣左衛門三人なり。其後稻葉美濃守正則法名泰應、望みにて被申越候故、善可を江戸へ被指出、泰應へ相傳すといへども、不通とて二十卷まで傳授して歸國す。故に當時江戸の太平記傳は二十卷傳授也。とあり。按ずるに、法華法印日翁が事は、拾葉名言記に、中納言様御家督後、御咄衆とて承傳ふる分は、津田道句・今枝宗仁・法

華法印・石黒采女・丸茂道和・恒川竹仁・廣橋一齋・高田慶安(原)・篠原宗永・中村久越・佐々木道休、盲には虎澤・松坂・鹿嶋・小林云々。と見ゆ、又改作方記に、微妙公御隱居以前御次に詰め、時々御前へ出で、御咄申上ぐる衆は津田道句・今枝宗仁・法華法印日翁・石黒采女・丸茂道和・恒川齋仁・廣橋市齋・高田慶安・篠原宗永此の外多く有之。右法華法印は色々物語り、軍法之儀申上る内に、内々國政と軍法と元と井田よりおこり申すよし、委細此の法印被申上よし。此時より改作之儀をも御心付被遊候哉と、或人被語申。とあり。秘笈叢書に載せたる正の筆記に左の數條を載せたり。或日光高公のたまひけるは、評判は能き軍書也。其の作者の分際汝計る事ありや。予申す。此の書之本致愚案候に、正成・長利・高德等が軍記可在。是を求得て、太平記四十卷に書面を令配分、猶私慮を以て闕略をおぎなひ、潤色して全部となしたるものと存候。如何様重寶の軍書にて可在御座と申す。御前にも其ごとく思召すよしにて、其後道春に此通被仰たり。是も又左様に存候。軍之備へ進退の形、説々多く候へ共、畢竟方圓には不過候。是自ら天地にかな

ひ候と申す。太守さこそあるべき事なれ。乍去一陣にして方圓あるべし。敵味方の備へ方と圓とあるべからず。皆其形跡を以て名づけたるものならんとのたまふ。道春大に感じ奉るなり。他日利常公渡御あつて、評判之事をの玉ふついでに、平の康時・時頼皆武臣のすぐれたる人也。足利家にては、細川の頼之程の忠臣あるべからずと感じ玉ふ也。此の三人の内にて康時の器量勝りたるよし、度々御感じ被成たる也。光高公は頼之誠に君子人なるべし。曾子曰。可以託六尺之孤。可以寄百里之命。臨大節而不可奪也。君子人與。君子人也。是に相叶ふとの玉ひき。下略。此の外種々の論説共を擧げたり。奥書に、

右一十葉在五七問答之書尾。己丑之冬表章之。爲士林談叢之一云。

仲冬既望

養民堂主人書

右は參議中將綱紀卿の眞筆にて載せ給へり。按ずるに、右正の筆記は、法華法印日翁の自記ならんか。正的是日翁の實名にてあらんか。尙追考すべし。利常卿および少將光高卿は、法華法印に太平記の秘傳を聽聞し給ひし故に、太

平記をば常に御覽ありしといへり。異本微妙公夜話録に云ふ。微妙公は、太閤の家風を殊の外御用ひ被遊、何角候へば御引事に太閤の御事を仰せられ、信玄の事は少しも御意無御座、唯太閤の軍法を御感被遊たり。甲陽軍鑑などは且而御覽不被遊候。常々太平記・徒然草など御覽、または猿のほら杯と申す草紙を御覽被遊候。東鑑はかな書に爲御寫置、毎度御覽被遊山藤田氏咄之。と見ゆ、拾葉名言記にも、利常様、太閤は匹夫なれども、知恵と武が勝れたる故、百五・六十年の亂世一統に治る也と被仰、學文は入らぬとて、常に太平記・東鑑など御覽被遊。とあり。

○五智山大圓寺

淨土宗也。由來書に云ふ。當寺開基、播州赤松家の人上總介某出家、厭蓮社欣譽上人是伯和尚。寛永元年八月宗布と云ふ者取次を以て、泉野に於て寺地百五十歩拜領、寺創立す。然るに三世中興心岩和尚寺地替の儀出願せし處、元和十三年四月日蓮宗法蓮寺跡屋敷千百五十五歩拜領し、寺院移轉造立す。且心岩和尚貞享年中不斷念佛六時勤行起立す。とあり。天明六年の由來書には、當山元屋敷は泉野寺町翠雲